

# インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されますが、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

## 1 説明会の主な内容

- ・適格請求書（インボイス）とは
- ・インボイス制度の基本的な仕組み
- ・登録申請手続き

## 2 説明会の日程 <\*4回とも同様の内容です。>

| 日 時   | 定 員    | 開 催 場 所                                  |
|---|--------|--|
| 令和4年4月19日（火）<br>15時～16時                           | 各 30 名 | 武蔵野法人会館内 3階会議室<br>武蔵野市中町2丁目11-13<br>三鷹ビル |
| 令和4年5月26日（木）<br>15時～16時                           |        |  |
| 令和4年6月8日（水）<br>15時～16時                            |        |  |
| （連絡先）<br>武蔵野税務署 法人課税第1部門 ☎0422-53-1311（代表）（内線512） |        |  |

## 3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。  
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

